

避難所開設・運営マニュアル 令和 7 年 4 月改訂内容一覧

区分	改訂 ページ	改訂 区分	改訂内容	
			改訂前	改訂後
事前準備編	7	追記		※津波警報又は大津波警報が発表された際は参集しない場合があります。
	7	修正	※ただし、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された際において、次の場合は、避難所初動対応職員（市職員）を派遣しません。 ・津波浸水想定区域内に指定緊急避難場所（指定避難所）がある場合。 ・津波浸水想定区域を通過しないと指定緊急避難場所（指定避難所）へ向かえない場合。 ※津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除後、指定緊急避難場所（指定避難所）の状況に応じて、派遣します。	※ただし、津波警報又は大津波警報が発表された際において、次の場合は、避難所初動対応職員（市職員）を派遣しません。 ・津波浸水想定区域内に指定緊急避難場所（指定避難所）がある場合。 ・津波浸水想定区域を通過しないと指定緊急避難場所（指定避難所）へ向かえない場合。 ※津波警報又は大津波警報が解除後、指定緊急避難場所（指定避難所）の状況に応じて、派遣します。
避難所対応編	9	修正	・合併前上越市の避難所初動対応職員（市職員）は、職員連絡メール運用マニュアルを確認し、遺漏の無いよう対応してください。	・避難所初動対応職員（市職員）は、職員連絡メール運用マニュアルを確認し、遺漏の無いよう対応してください。

※下線部分が修正箇所です。

避難所開設・運営マニュアル 令和 7 年 4 月改訂内容一覧

区分	改訂 ページ	改訂 区分	改訂内容	
			改訂前	改訂後
避難所対応編	11	削除	※報告にあたっては、「避難所開設状況報告書」 （避難所開設・運営マニュアル【資料編】を参照） へ、記載の内容のとおり可能な範囲で、避難者の 性別、年齢別を把握し、報告してください。	※避難所開設状況報告書を活用していないため 削除
	11	削除	◎「避難所開設状況報告書」による報告 ・本部等から指示があった場合に、「避難所開設 状況報告書」（避難所開設・運営マニュアル【資 料編】を参照）により報告します。 （FAXなど送信手段がある場合） ・閉鎖後、市の災害対策本部または各区総合事務 所へ提出します。 （閉鎖後、または翌日中のうちに速やかに提出 してください。）	※避難所開設状況報告書を活用していないため 削除
資料編	4-9	時点 修正	指定緊急避難場所・指定避難所一覧 （令和 6 年 4 月 1 日時点）	指定緊急避難場所・指定避難所一覧 （令和 7 年 4 月 1 日時点）
	12-20	修正	避難所情報台帳様式（避難所種別 A・B）	・記載情報の整理 ・初動職員のおおよその参集時間を記載する項 目追加 ・地震発生時、初動職員が町内会へ連絡する際の 優先順位を記載する項目追加

※下線部分が修正箇所です。